

議案参考資料

[令和4年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、議会の議員の期末手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

- 1 令和4年度以降の期末手当の支給月数を0.15月引き下げます。
(年間支給月数4.40月⇒4.25月)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の特例として、令和3年度に人事院勧告で示された期末手当の引下げ(0.15月分)に相当する額を、令和4年6月の期末手当から減額します。

(施行期日：令和4年4月1日)

背景・経過

議会の議員の期末手当の支給月数については、一般職の職員の給与条例改正に準じて改正を行っております。